

「遺留分算定の基礎となる財産」と「侵害額の算定方法」

1. 遺留分算定の基礎となる財産(民法1029条)

遺留分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額に、その贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定すると規定している。

$$\text{（相続開始時の積極財産）} + \text{（贈与財産）} - \text{（相続債務）} = \text{遺留分算定の基礎となる財産}$$

＜相続開始時の財産＞

「遺贈」や「死因贈与」の対象となっている財産は、相続開始時に遺産を構成しているから、「遺留分算定の基礎となる財産」に含まれている。

2. 遺留分侵害額の計算式

$$\frac{\text{（遺留分額）}}{A} - \frac{\text{（現実の相続利益額）}}{B} = \text{侵害額}$$

$$A = \text{（積極財産額} + \text{贈与額} - \text{相続債務）} \times \text{個別遺留分}$$

$$B = \text{純相続分（具体的相続分} \times \text{残存積極財産）} + \text{特別受益（贈与・遺贈額）} - \text{相続債務分担額}$$

$$\text{具体的相続分} = \frac{\text{（積極財産額} + \text{贈与額）} \times \text{法定相続分}}{\text{特別受益（贈与・遺贈額）}}$$

3. 例題

<p>（内容）</p> <p>被相続人の遺産 5000万円 負債 600万円 相続人 （後妻、兄弟3人の計4名）</p> <p>後妻には、遺贈4000万円 長男には、生前贈与700万円 次男には、生前贈与300万円 三男には、なし。</p>	
--	--

（算式）

①(子1人当たりの遺留分)

$$\frac{\text{（5000万円} + \text{700万円} + \text{300万円} - \text{600万円）} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}}{\text{積極財産} \quad \text{生前贈与} \quad \text{負債} \quad \text{遺留分の割合}} = \mathbf{450万円}$$

②具体的相続分(法定相続分－特別受益額)

後妻	$(5000万円 + 700万円 + 300万円) \times \frac{1}{2} - 4000万円 = \Delta 1000万円$	0円
長男	$(5000万円 + 700万円 + 300万円) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} - 700万円 = 300万円$	
次男	$(5000万円 + 700万円 + 300万円) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} - 300万円 = 700万円$	
三男	$(5000万円 + 700万円 + 300万円) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 1000万円$	

	$\frac{300万円}{300万円 + 700万円 + 1000万円} = \frac{3}{20}$	← 具体的相続分
長男	$\frac{700万円}{300万円 + 700万円 + 1000万円} = \frac{7}{20}$	
三男	$\frac{1000万円}{300万円 + 700万円 + 1000万円} = \frac{10}{20}$	

③現実の相続利益額

	$\frac{3}{20} \times (5000万円 - 4000万円) + 700万円 - 100万円 = 750万円$	(遺留分) > 450万
(具体的相続分)	(残存積極財産)	(特別受益)
	(相続債務分担額)	
次男	$\frac{7}{20} \times (5000万円 - 4000万円) + 300万円 - 100万円 = 550万円$	> 450万
三男	$\frac{10}{20} \times (5000万円 - 4000万円) - 100万円 = 400万円$	< 450万

（結論）

後妻に対する遺贈は、長男・次男の遺留分は侵害していない。
 ただし、三男の遺留分を50万円(450万-400万)侵害している。